

令和5年度 とよなか保育士助成金 募集案内(第5次)

◆申込期間 令和5年(2023年)4月1日(土)~5月31日(水)

令和4年(2022年)12月
豊中市こども未来部こども事業課

1. 趣旨

豊中市で保育士として働く方を応援するため、新たに豊中市内の民間保育施設等に就職された方に、とよなか保育士助成金を支給します。

2. 助成金の種類・申込要件・支給額

I. とよなか保育士応援手当

豊中市内の民間保育施設等で新たに勤務する方で、**新卒・未経験の方、復職した方、市外から転職した方**に対して支給します。※すでに、とよなか保育士応援手当の交付確定を受けたことがある方を除く

申込要件 (下記の①~④すべての要件を満たす方が対象です。)	支給額
① 令和5年(2023年)4月1日時点で、豊中市の住民基本台帳に登録されている方。	年額24万円 (月額2万円) 最大72万円 (最大3年間)
② 令和4年(2022年)4月2日から令和5年(2023年)4月1日の期間に、豊中市内の民間保育施設で、下記の(ア)~(オ)に該当する施設(民間保育施設等)に、週30時間以上勤務する保育士(※1)として採用された方。 (ア) 認可保育所(児童福祉法に規定) (イ) 認定こども園(認定こども園法に規定) (ウ) 小規模保育事業実施施設(子ども・子育て支援法に規定) (エ) 家庭保育所(家庭保育所制度実施要綱に規定) (オ) 豊中市庄内一時保育事業実施施設または北部一時保育事業実施施設	
③ 下記の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方。 (ア) 保育士資格を取得してから初めて勤務した方。【 新卒・未経験 】 (イ) 最終の保育経験から5年以上ブランクがあって復職した方。【 復職 】 (ウ) 最終の保育経験が豊中市外の保育所等である方。【 市外からの転職 】 ※「保育経験」については、FAQ(よくある質問)をご確認ください。	
④ 昭和53年(1978年)4月2日以降に生まれた方。	

(※1)「保育士」は、認定こども園法に規定する保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭を含みます。ただし、施設の長(園長など)は対象外です。

Ⅱ. とよなか保育士歓迎一時金

近隣地域以外から豊中市に転入した方に、市内の民間保育施設に就職する際に必要な費用として支給します。**※すでに、とよなか保育士歓迎一時金の交付確定を受けたことがある方を除く**

申込要件 (下記①～③すべての要件を満たす方が対象です。)	支給額
<p>①令和4年(2022年)4月2日から令和5年(2023年)4月1日の期間に、近隣地域(※2)以外の地域から豊中市に転入し、住民基本台帳に登録されている方。</p> <p>(※2) 歓迎一時金対象外となる近隣地域は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">●大阪府全域●兵庫県の一部地域(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)●京都府の一部地域(京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村) <p>☆上記地域から豊中市に転居された方は“歓迎一時金 対象外”となります☆</p> <p>②令和4年(2022年)4月2日から令和5年(2023年)4月1日の期間に、豊中市内の民間保育施設で、下記の(ア)～(オ)に該当する施設(民間保育施設等)に週30時間以上勤務する保育士(※1)として採用された方。</p> <p>(ア) 認可保育所(児童福祉法に規定)</p> <p>(イ) 認定こども園(認定こども園法に規定)</p> <p>(ウ) 小規模保育事業実施施設(子ども・子育て支援法に規定)</p> <p>(エ) 家庭保育所(家庭保育所制度実施要綱に規定)</p> <p>(オ) 豊中市庄内一時保育事業実施施設または北部一時保育事業実施施設</p> <p>③昭和53年(1978年)4月2日以降に生まれた方。</p> <p>※支給にあたっては、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの1年間継続して勤務された方に限ります。</p>	10万円 (1回限り)

(※1)「保育士」は、認定こども園法に規定する保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭を含みます。ただし、施設の長(園長など)は対象外です。

3. 申込方法・提出書類

「市ホームページからの電子申込」もしくは「郵送・窓口」でお申込みください。

●電子申込で申し込む場合

①豊中市ホームページ (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>) より、

子育て・教育 → 子育て・教育の取り組み → とよなか保育士助成金 ページにある「申込」の欄から電子申込システムにアクセスしてください。下記の QR コードからもアクセスできます。

《電子申込ページ QR コード》



②豊中市電子申込システムから「手続き名：令和5年度（第5次）とよなか保育士助成金申込み」を選択し、画面の説明に沿って必要事項を入力、準備書類のデータ（写真可）を添付してお申込みください。

準備書類
<input type="checkbox"/> 経歴に関する証明書（様式第2号） ※電子申請の「手続き申込」画面から“様式第2号”を印刷して必要事項を記入し、新たに勤務する施設で証明印を押してもらった証明書をデータ添付してください。
<input type="checkbox"/> 保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の方は、申込時に「保育士登録済通知書」をデータ添付し、後日「保育士証」の写しを提出してください。

●郵送・窓口で申し込む場合

下記の書類をこども未来部こども事業課運営管理係まで郵送または窓口提出にてお申込みください。

提出書類
<input type="checkbox"/> とよなか保育士助成金交付申込書（様式第1号）
<input type="checkbox"/> 経歴に関する証明書（様式第2号） ※本市 HP から“様式第2号”を印刷して必要事項を記入し、新たに勤務する施設で証明印を押してもらった証明書を提出してください。
<input type="checkbox"/> 保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の方は、申込時に「保育士登録済通知書」の写しを提出し、後日「保育士証」の写しを提出してください。

※申込みに要する費用（通信料、郵送料等）は、申込者の負担となります。

※提出された書類は、助成金の交付の可否に関わらず、返却いたしません。

4. 申込期間

令和5年（2023年）4月1日（土）～5月31日（水） 消印有効（郵送の場合）
※申込期間を過ぎての提出は受理しませんので必ず期間内にご提出ください。

5. 審査方法・結果通知

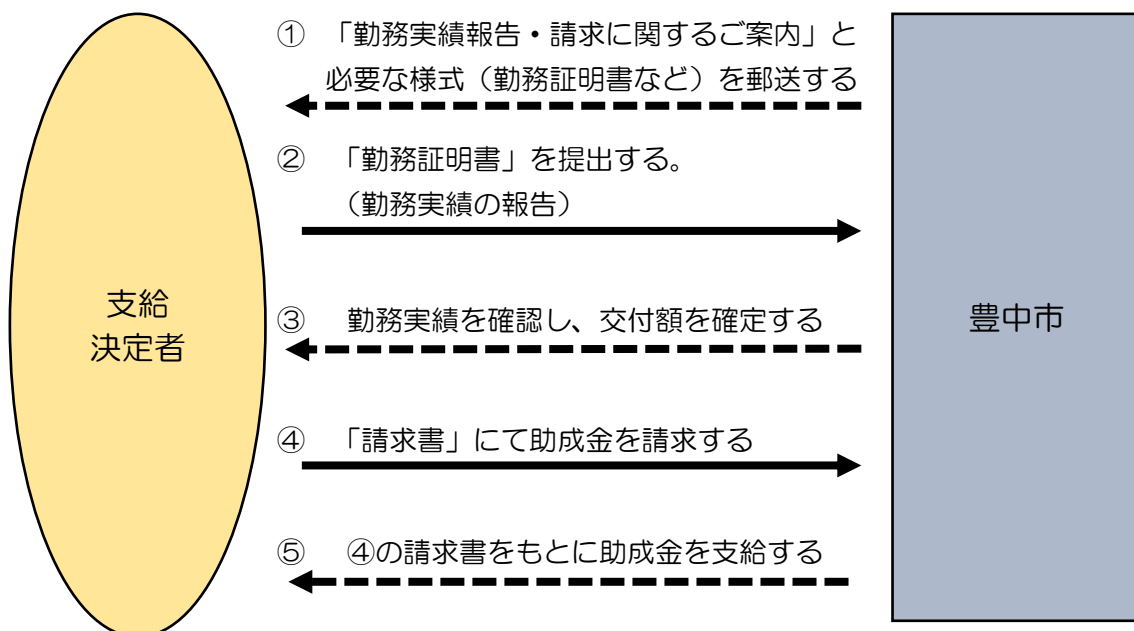
【審査方法】提出書類の内容が適正であるかを審査し、助成金の交付または不交付を決定します。
【結果の通知】申込者全員にとよなか保育士助成金審査結果通知書を送付します。
（令和5年（2023年）6月下旬以降に送付予定）

6. 請求方法・支給方法

この助成金は「実績払い」です。申込み後の審査で「支給決定（審査結果が“交付”）」された方が、各支給対象期間に同じ園で週30時間以上勤務したことを報告（勤務証明書の提出）していただいた後、豊中市が「交付確定」または「不交付確定」通知書にて、支給の有無をご本人にお知らせします。
※ 交付確定または不交付確定時のとよなか保育士助成金要綱とFAQ（よくある質問）を判断基準とします。

6-1. 請求から支給までの流れ

支給決定者のうち、勤務実績に基づいて「交付確定」された方からの請求書をもとに支給します。（勤務する施設からの給与とは別に、支給決定者の指定口座に豊中市から振り込みます。）



6-2. 初回の手続き時期について

第1回とよなか保育士応援手当の支給は、令和5年（2023年）9月初旬に①「勤務実績報告・請求に関するご案内」と必要な様式を豊中市よりご本人に郵送します。
（歓迎一時金は1年間の勤務実績が必要ですので第2回請求案内と同時期に送付します。）

6-3. 提出について

下記書類を、次ページ「7. 支給対象期間・請求期間」に記載されている**請求期間内**にご提出ください。

（請求時期になりましたら、豊中市から案内文書と様式を郵送します。）

提出書類
<input type="checkbox"/> 勤務証明書（様式第4号） ※該当する支給対象期間に勤務したことを証明するものです。
<input type="checkbox"/> とよなか保育士助成金請求書（様式第6号）

【請求用紙の記入を間違った時など、こちらから様式を入手できます】

① 豊中市ホームページ（<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>）の

子育て・教育→子育て・教育の取り組み→とよなか保育士助成金ページで、必要な書類のデータをダウンロードして使用してください。

7. 支給対象期間・請求期間

I. とよなか保育士応援手当……毎年2回、6ヵ月ごと、実績に基づき支給します。

※請求期間ごとに毎回書類の提出が必要です。

	2023.4 (令和5年)	2023.10 (令和5年)	2024.4 (令和6年)	2024.10 (令和6年)	2025.4 (令和7年)	2025.10 (令和7年)	2026.4 (令和8年)
第1回	支給対象期間 R5.4.1～R5.9.30	請求期間 R5.9.15～R5.10.15					
第2回		支給対象期間 R5.10.1～R6.3.31	請求期間 R6.3.15～R6.4.15				
第3回			支給対象期間 R6.4.1～R6.9.30	請求期間 R6.9.15～R6.10.15			
第4回				支給対象期間 R6.10.1～R7.3.31	請求期間 R7.3.15～R7.4.15		
第5回					支給対象期間 R7.4.1～R7.9.30	請求期間 R7.9.15～R7.10.15	
第6回 (最終回)						支給対象期間 R7.10.1～R8.3.31	請求期間 R8.3.15～R8.4.15

II. とよなか保育士歓迎一時金……1年間の勤務実績に基づき、一括で支給します。(1回のみ)

	2023.4 (令和5年)	2024.3 (令和6年)
一括	支給対象期間 R5.4.1～R6.3.31	請求期間 R6.3.15～R6.4.15

8. その他

- 申込要件を満たしているかわからない場合は、とよなか保育士助成金 FAQ（よくある質問）をご確認ください。（下記 QR コードから豊中市ホームページをご覧ください。）
- 助成金の申込について、申込期間を過ぎての申込みはできません。
- 助成金の申込について、申込内容を審査し、申込要件を満たしていないと判断された場合は不交付になります。
- 請求時期になりましたら、対象者に別途ご案内と様式を豊中市より郵送します。
- 助成金の請求について、請求期間を過ぎての書類の提出は受理できません。期日までに提出してください。
- 支給決定後に、引越しや氏名変更、勤務場所の異動、勤務時間の短縮（週 30 時間未満の勤務に変更）、退職など、申込時の申請の内容に変更が生じる場合は、すみやかにとよなか保育士助成金状況変更届（様式第 7 号）を提出してください。
- 支給決定後に、出産休暇・育児休業・休職・復職など、勤務状況に変更が生じる場合は、事前に下記問合せ先までご相談いただき、すみやかにとよなか保育士助成金状況変更届（様式第 7 号）を提出してください。状況に応じて、助成金の支給を停止、または再開します。
なお、支給要件を満たさなくなった場合は、支給決定の取り消し、支給額の減額、または支給済みの助成金を返還していただくこともあります。

募集案内・FAQ・要綱・今後豊中市から届くご案内をしっかりと読んでお手続きください

9. 提出先・問合せ先

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚 3-1-1（第二庁舎 3 階）
豊中市こども未来部こども事業課運営管理係
とよなか保育士助成金担当 宛
電話：06-6858-2569・2808
FAX：06-6854-9533

